



# 宮 崎 県 公 報

平成20年7月10日(木曜日) 第 1997 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) 1

### 告 示

- 救急病院の認定……………(医療業務課) 3
- 生活保護法に基づく施術者の指定……………(国保・援護課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( " ) 3
- 指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更……………( " ) 4
- 指定居宅サービス事業の廃止……………( " ) 4
- 指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更……………( " ) 5
- 指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更……………( " ) 5
- 指定介護予防サービス事業の廃止……………( " ) 5
- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 5
- 道路の供用の開始(2件)……………( " ) 6
- 浸水想定区域の指定……………(河川課) 6

### 公 告

- イノシシに係る特定鳥獣保護管理計画の策定に関する公聴会の開催……………(自然環境課) 7
  - ニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画の変更に関する公聴会の開催……………( " ) 7
  - 特定鳥獣保護管理計画に基づくイノシシの狩猟期間の延長に関する公聴会の開催……………( " ) 7
  - 特定鳥獣保護管理計画に基づくイノシシ及びニホンジカの禁止すべき猟法の一部解除に関する公聴会の開催……………( " ) 7
  - 大規模小売店舗の変更に係る届出……………(商業支援課) 7
  - 大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見……………( " ) 8
  - 肥料の登録の有効期間の更新……………(営農支援課) 8
  - 肥料の登録の失効……………( " ) 8
  - 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 9
  - 公共測量実施の通知……………( " ) 10
  - 入札公告……………10
  - 落札者等の公告……………11
- 正 誤
- 平成20年3月31日付け県公報(第1968号)中……………11

## 規 則

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮 崎 県 規 則 第 四 十 六 号

#### 宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則(平成五年宮崎県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五 その他知事が必要と認める書類

第十四条の見出し中「及び第十五条」を「から第十五条の二」まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二条の規定は、条例第十五条の二の許可の申請について準用する。この場合において、第二条中「十日前」とあるのは「四十日前」と読み替えるものとする。

第十八条中「別表第十一」を「別表第十二」に改める。

第二十条第一項中「十日前」の下に「(条例第十五条の二の広告物は四十日前)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 その他知事が必要と認める書類

第二十一条第一項中「十日前」の下に「(条例第十五条の二の広

告物は四十日前)」を加える。

第二十三条第一項中「第十五条」の下に「第十五条の二」を加える。

第二十五条第一項中「第二十八条第一項」を「第二十八条第一項前段」に改め、同条第二項中「第二十八条第二項」を「第二十八条第一項後段及び第二項」に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第 7 (第 10 条関係)

条例第 11 条第 3 号の規則で定める基準

1 乗合自動車に表示する場合

区 分		基 準
1 自動車の所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商号若しくは商標又は自己の事業、営業等の内容を表示する広告物	表示面積	広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部のそれぞれの面積の 3 分の 1 以内であること。
	その他	1 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 2 タイヤに表示しないこと。
2 1 以外の広告物	縦の長さ	0.5 メートル以下であること。
	横の長さ	0.7 メートル以下であること。
	個数	側部左右各 2 個及び後部 1 個以内であること。
	その他	1 特に景観への配慮が必要な地域又は場所を運行する乗合自動車に表示するものにあつては、その周囲の景観と調和したものであること。 2 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 3 映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用していないこと。 4 窓ガラス又はタイヤに表示しないこと。

2 乗合自動車以外の自動車に表示する場合

区 分	基 準
表示面積	広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部のそれぞれの面積の 3 分の 1 以内であること。
表示内容	自動車の所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商号若しくは商標又は自己の事業、営業等の内容を表示する広告物であること。
その他	1 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 2 タイヤに表示しないこと。

備考 乗合自動車とは、道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号) 第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

別表第 12 (第 18 条関係)

別表第 12 (第 18 条関係)

条例第 15 条の 2 (禁止地域等及び規制地域等に許可を受けて表示することができる広告物) の許可の基準

区 分	基 準
表示場所	乗合自動車の側部又は後部に表示されるものであること。
表示面積	乗合自動車の右側部、左側部又は後部に表示される広告物のそれぞれの面積の合計が 20 平方メートル以内であること。
台数	宮崎県の区域 (宮崎市の区域を除く。) 内の 1 の営業所につき 5 台以内であること。
その他	1 特に景観への配慮が必要な地域又は場所を運行する乗合自動車に表示するものにあつては、その周囲の景観と調和したものであること。 2 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 3 映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用していないこと。 4 窓ガラス又はタイヤに表示しないこと。 5 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 3 条第 1 号の高速自動車国道又は同法第 48 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された自動車専用道路を運行する乗合自動車に表示しないこと。 6 主として禁止地域等を運行する乗合自動車に表示しないこと。

備考 乗合自動車とは、道路運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいい、営業所とは、同法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する事業用自動車を配置する営業所をいう。

別記様式第一号中「第15条」を「第15条、第15条の2」と改める。  
別記様式第十四号中「第28条第1項」を「第28条第1項前段」と改める。

別記様式第十五号中「屋外広告物設置者・管理者変更届書」を「屋外広告物設置者・管理者変更届出書」と、「第28条第2項」を「第28条第1項後段(第2項)」と改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第11条に一号を加える改正規定、第10条第1項に一号を加える改正規定、第15条の改正規定、別表第七の改正規定、別記様式第十四号の改正規定及び別記様式第十五号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の宮崎県屋外広告物条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出された申請書又は届出書は、この規則による改正後の宮崎県屋外広告物条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則別記様式第一号、別記様式第十四号及び別記様式第十五号の用紙は、当分の間、所定の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 534号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人明成会吉松病院	都城市蔵原町5街区29号

2 救急病院の認定の有効期間

平成20年7月24日から平成23年7月23日まで

宮崎県告示第 535号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

氏 名 (名 称)	所 在 地	指定年月日
櫻田 和徳 (さくらだ整骨院)	都城市下川東3-16-2	平成20年2月25日
小野 妙子 (有限会社エイミーメディカルサポート)	延岡市浜砂2丁目10番の5 ラフォンテビル102号	平成20年4月1日
柳田 美代子 (有限会社エイミーメディカルサポート)	延岡市浜砂2丁目10番の5 ラフォンテビル102号	平成20年4月1日
小牧 裕宜 (木切倉整骨院)	小林市大字細野1970-12	平成20年4月1日

宮崎県告示第 536号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570104341	レストランディ ようこそ	宮崎県宮崎市新別府町江田原7-2	有限会社サン・グロウ	宮崎県宮崎市鶴島三丁目36番地1東南ビルB棟104号	平成20年5月12日	通所介護
4570301400	北浦デイサービス	宮崎県延岡市北浦町古江2476-1	染矢産業株式会社	宮崎県延岡市大貫町5丁目1997番地	平成20年5月15日	通所介護
4570301392	ひまわり訪問介護	宮崎県延岡市出北4丁目3195番地1	株式会社エネック	宮崎県延岡市出口町10番地9	平成20年5月1日	訪問介護
4570500548	訪問介護センター ヨシムラ	宮崎県小林市細野1606	吉村商工有限会社	宮崎県小林市細野1606番地	平成20年5月12日	訪問介護
4561990047	医療法人慶明会 訪問看護ステーションかがやき	宮崎県東諸県郡国富町岩知野762番地	医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水3丁目6番21号	平成20年5月1日	訪問看護

宮崎県告示第 537号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成 20 年 7 月 10 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104341	レストランデイようこそ	宮崎県宮崎市新別府町江田原 7-2	有限会社サン・グロウ	宮崎県宮崎市鶴島三丁目 36 番地 1 東南ビル B 棟 104 号	平成 20 年 5 月 12 日	介護予防通所介護
4570301400	北浦デイサービス	宮崎県延岡市北浦町古江 2476-1	染矢産業株式会社	宮崎県延岡市大貫町 5 丁目 1997 番地	平成 20 年 5 月 15 日	介護予防通所介護
4570301392	ひまわり訪問介護	宮崎県延岡市出北 4 丁目 3195 番地 1	株式会社エネック	宮崎県延岡市出口町 10 番地 9	平成 20 年 5 月 1 日	介護予防訪問介護
4570500548	訪問介護センターヨシムラ	宮崎県小林市細野 1606	吉村商工有限会社	宮崎県小林市細野 1606 番地	平成 20 年 5 月 12 日	介護予防訪問介護
4561990047	医療法人慶明会訪問看護ステーションかがやき	宮崎県東諸県郡国富町岩知野 762 番地	医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水 3 丁目 6 番 21 号	平成 20 年 5 月 1 日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 538 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 7 月 10 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4560390074	訪問看護ステーションきたかた	延岡市北方町角田 丑 1369-90	訪問看護ステーションきたかた	延岡市西階町 1 丁目 4206-1	平成 20 年 5 月 13 日	訪問看護

宮崎県告示第 539 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成 20 年 7 月 10 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104184	セントケア宮崎祇園	宮崎県宮崎市祇園 3 丁目 190 番地	セントケア宮崎株式会社	宮崎県宮崎市江平東町 6 番 14 号	平成 20 年 5 月 31 日	通所介護
4571700766	一心デイサービス今いち君	宮崎県北諸県郡三股町樺山 4969-1	医療法人一心外科医院	宮崎県北諸県郡三股町樺山 4969-1	平成 20 年 5 月 9 日	通所介護
4570200602	ライト館タカオ	宮崎県都城市南鷹尾町 25-12-1	有限会社鷹尾電器	宮崎県都城市鷹尾 25-12-1	平成 20 年 5 月 15 日	福祉用具貸与
4570700205	有限会社セブンプラザかいでんき	宮崎県串間市寺里 2-8-9	有限会社セブンプラザかいでんき	宮崎県串間市寺里 2-8-9	平成 20 年 5 月 31 日	福祉用具貸与

4572000430	株式会社黒木電器 商会	宮崎県児湯郡川南 町川南 13675-1	株式会社黒木電器 商会	宮崎県児湯郡川南 町川南13675-1	平成20年5月1日	福祉用具貸与
4572000646	特定非営利活動法 人ゆうあい川南	宮崎県児湯郡川南 町川南9378番地3	特定非営利活動法 人ゆうあい川南	宮崎県児湯郡川南 町川南9378番地3	平成20年5月31日	訪問介護

## 宮崎県告示第 540号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定  
居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届  
出があった。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4570301251	居宅介護支援事業 所きたかた	宮崎県延岡市北方 町角田丑1369-90	居宅介護支援事業 所きたかた	宮崎県延岡市西階 町1丁目4206-1	平成20年5月13日	居宅介護支援

## 宮崎県告示第 541号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、  
指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次の  
とおり届出があった。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4560390074	訪問看護ステーシ ョンきたかた	延岡市北方町角田 丑1369-90	訪問看護ステーシ ョンきたかた	延岡市西階町1丁 目4206-1	平成20年5月13日	介護予防訪問 看護

## 宮崎県告示第 542号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、  
指定介護予防サービス事業所の廃止について次のとおり届出があっ  
た。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570104184	セントケア宮崎祇 園	宮崎県宮崎市祇園 3丁目190番地	セントケア宮崎株 式会社	宮崎県宮崎市江平 東町6番14号	平成20年5月31日	介護予防通所 介護
4571700766	一心デイサービス 今いち君	宮崎県北諸県郡三 股町樺山4969-1	医療法人一心外科 医院	宮崎県北諸県郡三 股町樺山4969-1	平成20年5月9日	介護予防通所 介護
4572000646	特定非営利活動法 人ゆうあい川南	宮崎県児湯郡川南 町川南9378番地3	特定非営利活動法 人ゆうあい川南	宮崎県児湯郡川南 町川南9378番地3	平成20年5月31日	介護予防訪問 介護

## 宮崎県告示第 543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道  
路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年7月10日から平成20年7月24日まで  
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡高 千穂町大字 三田井字宮 ノ前1615番 3 地先から 同郡同町同 大字同字17 32番40地先 まで	旧	22.2 ~ 37.8	60.2
				新	20.4 ~ 33.4	60.2

**宮崎県告示第 544号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月10日から平成20年 7 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	県道	日南高 岡線	日南市大字 東弁分字宮 之前乙 666 番 1 地先から 同市同大 字字木之下 甲 622番 1 地先まで	旧	9.6 ~ 15.9	721.6
				新	12.0 ~ 16.7	721.6

**宮崎県告示第 545号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月10日から平成20年 7 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
237	県道	北方高 千穂線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字笠戸 2520番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字2521番	旧	6.8 ~ 27.6	94.5
				新	8.4 ~ 41.4	94.5

			1 地先まで		
--	--	--	--------	--	--

**宮崎県告示第 546号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月10日から平成20年 7 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高 岡線	日南市大字 東弁分字宮 之前乙 666 番 1 地先から 同市同大 字字木之下 甲 622番 1 地先まで	平成20年 7 月10日

**宮崎県告示第 547号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月10日から平成20年 7 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
237	県道	北方高 千穂線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字笠戸 2520番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字2521番 1 地先まで	平成20年 7 月10日

**宮崎県告示第 548号**

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により耳川水系耳川、五十鈴川水系五十鈴川及び塩見川水系塩見川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第 3 項の規定により公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫



## 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項の規定により、イノシシに係る特定鳥獣保護管理計画の策定について、次のとおり公聴会を開催する。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成20年8月5日(火) 午後1時30分 から	県庁7号館1階710号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号	イノシシに係る特定鳥獣保護管理計画の策定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項の規定により、ニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画の変更について、次のとおり公聴会を開催する。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成20年8月5日(火) 午後2時30分 から	県庁7号館1階710号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号	ニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画の変更について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第4項において準用する第7条第4項の規定により、特定鳥獣保護管理計画に基づくイノシシの狩猟期間の延長について、次のとおり公聴会を開催する。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成20年8月5日(火) 午後3時から	県庁7号館1階710号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号	特定鳥獣保護管理計画に基づくイノシシの狩猟期間の延長について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第4項において準用する第7条第4項の規定により、特定鳥獣保護管理計画に基づくイノシシ及びニホンジカの禁止すべき猟法の一部解除について、次のとおり公聴会を開催する。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成20年8月5日(火) 午後3時30分 から	県庁7号館1階710号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号	特定鳥獣保護管理計画に基づくイノシシ及びニホンジカの禁止すべき猟法の一部解除について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ島之内店・ダイソー島之内店  
宮崎市大字島之内字境田6358番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄  
福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号  
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野博丈  
広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号
- 変更しようとする事項
  - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 3,252㎡  
(変更後) 3,260㎡
  - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 北側建物西側 58台、  
中央建物西側 17台、  
南側建物西側 18台  
合計 93台  
(変更後) 北側建物西側 50台、  
南側建物西側 43台  
合計 93台
    - 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 北側建物南側 40㎡、  
中央建物東側 24㎡、  
南側建物東側 24㎡  
合計 88㎡  
(変更後) 北側建物南側 40㎡、  
南側建物南側 50㎡  
合計 90㎡
    - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 建物敷地東側 37.51㎡、  
(変更後) 建物敷地東側 37.51㎡、  
建物敷地南側 12.18㎡  
合計 49.69㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉

- 店時刻  
 (変更前) 24時間営業  
 (変更後) マックスバリュ九州株式会社 24時間営業  
 株式会社大創産業 開店時刻 午前10時  
 閉店時刻 午後 9 時
- 4 変更する年月日  
 平成21年 2月27日
- 5 変更する理由  
 テナント変更に伴う施設の配置及び営業時間の見直しのため
- 6 届出年月日  
 平成20年 6月26日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
 (1) 場所  
 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、  
 宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県  
 税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事  
 務所総務商工センター  
 (2) 期間  
 平成20年 7月10日から平成20年11月10日まで
- 8 意見書の提出先及び期間  
 (1) 提出先  
 宮崎県商工観光労働部商業支援課  
 (2) 期間  
 平成20年 7月10日から平成20年11月10日まで
- 9 意見書の記載事項  
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地  
 域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも

に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売  
 店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規  
 定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書  
 面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 スーパードラッグコスモス志比田店  
 都城市志比田町5625番 1 外
- 2 意見の概要  
 当該店舗の変更届出に伴う周辺地域の生活環境への影響につい  
 ては、大規模小売店舗立地法第 4 条により指針を満たしているの  
 で、意見を有しない。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所  
 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、  
 宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県  
 税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事  
 務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年 7月10日から平成20年 8月11日まで

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第 2 項の規定により、  
 次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成20年 7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登 録 の 有効期間
					名 称	所 在 地	
宮崎県 第 978号	副産動物質 肥料	ガイアスパ ワー	T N 6.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり	日本バイオ肥料 株式会社	静岡県磐田市前野2226番地	自 平成20年 5月19日 至 平成23年 5月18日
宮崎県 第 918号	加工家さん ふん肥料	3.0 加工家 さんふん肥 料	T N 3.0 T P 3.0 T K 2.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会 社	都城市高城町有水1941番地	自 平成 2 年 6 月 1 日 至 平成26年 5 月31日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量、T K : 加里全量

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第14条の規定により、次の  
 肥料の登録は失効した。

平成20年 7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		失効年月日
					名 称	所 在 地	
宮崎県 第 910号	混合有機質 肥料	レヤミール 3号	T N 3.0 T P 7.0 T K 2.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事	レヤミール株式 会社	延岡市貝の畑町2553番地	平成20年 3月 27日



## 宮 崎 県 公 報

平成 20 年 7 月 10 日 (木曜日) 第 1997 号

				項は公定規格のとおり			
宮崎県 第 979号	副産動物質 肥料	ブラドミン パビロ	T N 6.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり	日本バイオ肥料 株式会社	静岡県磐田市前野2226番地	平成20年 5 月 19日
宮崎県 第 956号	肉かす粉末	ひまわり	T N 9.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり	日本ホワイトフ ォーム株式会社	日向市美々津町2277番地	平成20年 4 月 18日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量、T K : 加里全量

建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第29条第 1 項の規定により、  
建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成20年 7 月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因とな った事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所 の所在地	許可の 区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-18)第 431号	㈱関組	田代 雅文	宮崎県西諸県 郡高原町大字 西麓1001	一般	管工事業	平成20年 5 月 1 日付けで廃 業した旨の届	平成20年 5 月 1 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (特-19)第 848号	㈱丸山工務店	橋元 清一	宮崎県小林市 大字真方1059 -27	特定	建築工事業、大工工 事業	平成20年 5 月 28日 "	平成20年 5 月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (特-19)第1259号	㈱岩下組	岩下 経作	宮崎県小林市 須木大字下田 795	特定	土木工事業、とび・ 土工工事業、石工事 業、鋼構造物工事業、 ほ装工事業、水道施 設工事業	平成20年 5 月 15日 "	平成20年 5 月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第1259号	㈱岩下組	岩下 経作	宮崎県小林市 須木大字下田 795	一般	管工事業、造園工事 業	平成20年 5 月 15日付けで廃 業した旨の届	平成20年 5 月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-17)第1561号	㈱福留組	福留 一男	宮崎県小林市 大字細野 506 - 1	特定	建築工事業、大工工 事業、屋根工事業、 タイル・れんが・ブ ロック工事業、内装 仕上工事業	平成20年 5 月 28日 "	平成20年 5 月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第1561号	㈱福留組	福留 一男	宮崎県小林市 大字細野 506 - 1	一般	管工事業、防水工事 業	平成20年 5 月 28日 "	平成20年 5 月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第1647号	国富建設㈱	岡本 光徳	宮崎県東諸県 郡国富町大字 本庄4834	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、ほ装工 事業	平成20年 5 月 22日 "	平成20年 5 月22日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-16)第1681号	㈱内田工業	小田 賢一	宮崎県宮崎市 大工 3 - 278 - 1	一般	機械器具設置工事業	平成20年 5 月 8日 "	平成20年 5 月 8 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第2752号	山口産業(有)	山口 幸宏	宮崎県日向市 大字塩見 991 - 1	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、ほ装工 事業、水道施設工事 業	平成20年 5 月 14日 "	平成20年 5 月14日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-16)第3649号	㈱大王	高木 賢一	宮崎県日向市 大字日知屋 1 6329- 2	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業	平成20年 5 月 15日 "	平成20年 5 月15日 (全廃業)

宮崎県知事許可 (般-18)第4011号	(有)野崎産業	野崎 正人	宮崎県宮崎郡 清武町大字船 引4148	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、ほ装工 事業、水道施設工事業	平成20年5月 16日 "	平成20年5月16日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-16)第4047号	(有)川良組	川良 清廣	宮崎県西諸県 郡野尻町大字 東麓2029	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、ほ装工 事業	平成20年5月 20日 "	平成20年5月20日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第4399号	(有)栄新土木	川越 栄一	宮崎県宮崎市 田野町甲4690 - 3	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、管工事 業、ほ装工事業、水 道施設工事業	平成20年5月 7日 "	平成20年5月7日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-16)第6703号	上原豊店	上原 敏弘	宮崎県延岡市 大瀬町3-4 - 1	一般	内装仕上工事業	平成20年5月 28日 "	平成20年5月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第7604号	北辰建設(有)	木原 孝弘	宮崎県延岡市 北浦町振11 43	一般	管工事業、造園工事 業	平成20年5月 27日 "	平成20年5月27日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第8908号	(有)壮電工業	谷口 幸三	宮崎県宮崎市 新別府町城元 350-1	一般	電気工事業、消防施 設工事業	平成20年5月 2日 "	平成20年5月2日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-19)第9991号	(株)マエムラ電 設	前村 康成	宮崎県都城市 蓑原町2319- 4	特定	電気通信工事業	平成20年5月 8日 "	平成20年5月8日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第 10301 号	(有)耕建設	塩月 耕二	宮崎県児湯郡 都農町大字川 北 21400-53	一般	電気工事業	平成20年5月 29日 "	平成20年5月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第 11654 号	宮崎浄化槽管 理(株)	矢野 雅誠	宮崎県宮崎市 恒久4-8- 6	一般	電気工事業	平成20年5月 16日 "	平成20年5月16日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第 12238 号	東設備工業	東 雅之	宮崎県宮崎市 恒久3-18- 4	一般	管工事業	平成20年5月 16日付けで廃 業した旨の届	平成20年5月16日 (全廃業)

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 作業の種類

公共測量(総合現況図、地区界測量図作成)

2 作業期間

平成20年6月9日から平成20年7月30日まで

3 作業地域

宮崎市佐土原町松小路地区

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 汎用電子計算機一式

(2) 借入物品の特質等 仕様書による

(3) 契約期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで

(4) 納入場所 仕様書による

(5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容にかかる一切の諸経費を含めた額とし、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。  
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損

害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成20年宮崎県告示第 233号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからエの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号880-8509 電話番号0985（31）0110

イ 提出期限 平成20年8月6日（水）午後5時

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成20年7月10日から平成20年8月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成20年7月10日から平成20年8月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室

(2) 日時 平成20年7月25日（金）午後2時

7 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室

(2) 日時 平成20年8月19日（火）午後2時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第 100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情

検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Host computer system, 1set

(2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 19 Aug 2008

(3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Police Department Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 随意契約に係る調達件名及び数量

L A N用端末装置の賃貸借 697台

2 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県警察本部警務部会計課宮崎市旭1丁目8番28号

3 随意契約の相手を決定した日

平成20年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

N E C リース株式会社南九州支店 鹿児島市中町11番11号

5 随意契約に係る契約金額

73,621,800円

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号に該当

正 誤

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

く	政	行	部	正
川	士	川十川	取得する	取得